平成２３年（フ）第３０号
茨城県土浦市下高津１丁目22番34号、前住所茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4400番地５
債務者　佐藤トキ子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３６号
茨城県稲敷郡阿見町大字曙434番地１　県営阿見アパート２－２－４
債務者　石井　洋子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１３９号
千葉県茂原市西野400番地20
債務者　市川　雅勝
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
千葉県いすみ市深堀266番地
債務者　藤平　千秋
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第２号
千葉県長生郡長生村本郷625番地１
債務者　田中　智美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第３号
福井県敦賀市中央町２丁目13番28―206号
債務者　梅谷　恵実
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第６号
山梨県甲斐市玉川861番地１タカラハイツＢ201
債務者　望月　政男
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１号
山梨県甲斐市西八幡825番地１レオパレス21玉幡207
債務者　清水　昌彦
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２号
山梨県甲斐市西八幡825番地１レオパレス21玉幡207
債務者　清水　優子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４号
山梨県北杜市高根町清里3545番地926
債務者　高野　雅裕
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０号
山梨県甲府市七沢町570番地82　大黒ハイツ１号
債務者　知念カティアこと　ＣＨＩＮＥＮ　ＣＨＵ　ＫＡＴＩＡ　ＬＵＩＳＡ
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３号
山梨県甲斐市龍地6396番地１大木住宅Ｄ棟
債務者　水石　正光
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６号
長野県塩尻市大門五番町11番３号　有賀住宅東号
債務者　長谷川亜由美
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２２号
長野県松本市大字島内6590番地６　プレンティーえみＡ101
債務者　小林　　翼（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第７０４号
岐阜市西河渡２―65―１　エクセレントハイツＢ101、住民票上の住所岐阜市曽我屋２丁目25番地
債務者　寺田　英樹
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１０号
岐阜県可児市広見1586番地２
債務者　石井久美子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第１２号
滋賀県犬上郡豊郷町大字沢447番地１
債務者　片山　政子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
大津地方裁判所彦根支部